

令和6年度弘前市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「調達方針」という。）を定め、市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る。

1 目的

市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針の適用範囲

調達方針は、市の全ての機関が行う物品等の調達に適用する。

4 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は以下のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (7) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (8) 自宅等において物品の製造、役務の提供等を自ら行う障がい者（在宅就業障害者）
- (9) 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、市の調達に関する他の施策との調和を図りつつ、単年度ごとに当該年度の調達目標を定めた調達方針を策定し、総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 障害者就労施設等から提供可能な物品等の内容等については、施設からの情報を集約し、各部局に対して必要な情報提供を行うこととし、各部局はその情報に基づき障害者就労施設等から調達事務を行うものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 2 の規定による随意契約の活用に努める。
- (4) 物品等の調達にあたっては、障害者就労施設等に対し、可能な限り調達内容の仕様を分かりやすく説明するとともに、適切な納期の設定等に努める。

6 調達目標

- (1) 当該年度における調達目標額は、具体的な金額の設定を行わないこととし、各部局の障害者就労施設等からの物品等の調達において、前年度の実績を上回るよう努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、分野・品目を限定することなく調達するよう努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針の担当部署は、福祉部障がい福祉課とする。
- (2) 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、速やかに公表する。
- (3) 調達実績については当該年度の終了後、速やかに障がい福祉課で概要をとりまとめ、公表する。

8 調達方針の対象となる契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における物品及び役務の調達に関する契約とする。

9 策定日

令和 6 年 5 月 23 日